



# JAPAN BASKETBALL ASSOCIATION

6F KORAKU-KAJIMA BUILDING, 1-7-27 KORAKU, BUNKYO-KU, TOKYO 112-0004 JAPAN  
 TEL: +81-3-4415-2020 FAX: +81-3-4415-2021 WEB: <http://www.japanbasketball.jp/>

2019年6月

公益財団法人日本バスケットボール協会

## 競技許可書(レターオブクリアランス)とは

FIBA(国際バスケットボール連盟)の内規に基づき、競技者がそれまでプレイしていた国から別の国でプレイすることを希望する場合、登録の際に「競技許可書(Letter of Clearance=レターオブクリアランス)」が必要となります。これは前のチームとのプレイに関する契約がクリアーになっているという確認がなされたことを意味する書類です。(言わば、「契約不在確認書」です。)

このレターオブクリアランスを新たにプレイしようとする国の協会に、登録と共に受け付けられて初めてプレイ出来ることとなります。

国外に所属していた選手が国内のチームで選手登録を希望する場合は、必ず選手登録前に以下の手続きを実施してください。日本人競技者でも、海外でプレイした場合、レターオブクリアランスの取得が必要となります。

### 1. レターオブクリアランス取得手続きについて

2019年5月15日より、レターオブクリアランスの申請はFIBAが新たに導入したおインラインシステムにより申請手続きを行うこととなりました。

システム導入により、**クラブは申請料として 250 スイスフラン/申請を支払う**こととなります。(クレジットカード決済のみ)

JBAがオンラインシステムにて申請を行った後、各チームの担当者にクレジットカード決済の案内メールが届きます。クレジットカード決済をもって、申請手続き完了となりますので速やかに対応をお願い致します。(詳細については添付資料 A-4 をご参照願います)

### 2. 手続き方法

#### (1) 国籍に関係なく、海外でプレイしていた競技者が日本でのプレイを希望する場合

レターオブクリアランスを取得するための手続きとして、資料 A-2 競技許可書(レターオブクリアランス)取得申請書および競技者のパスポート写しを JBA にメールにてご提出願います。  
 (transfers@basketball.or.jp)

#### (2) 海外のチーム等で登録したことのない競技者が日本でのプレイを希望する場合

資料 A-3 の「宣誓書」に必要事項をご記入の上、JBA にご提出願います。なお、宣誓書はすべて英語で記入していただき、競技者の署名が必要となります。宣誓書につきましては、当協会の押印も必要となりますので、原本を下記まで郵送にてご提出願います。

〒112-0004 東京都文京区後楽 1-7-27 後楽鹿島ビル 6 階

公益財団法人日本バスケットボール協会

国際グループ 川島健太宛

#### ◆ 留意事項等

- 日本のチームが初めての登録となる選手に関しては、LOC の取得は不要となるため、250 スイスフランの LOC 申請料は発生しない。
- 日本でプレイを希望する競技者と直前にプレイしていたチームとの契約がまだ残っ

ている場合や制裁により競技資格が失効している場合、相手国協会が当該選手のレターオブクリアランス発行を拒否する場合や、FIBA が国際移籍を認めない場合がございます。したがって、契約の前に、直前にプレイしていたチームとの契約期間等を確認しておくことをお勧めします。

- 薬物違反等により、競技資格が剥奪されている選手に関して、以前は FIBA の公式サイトに記載されておりましたが、FIBA 公式サイトのリニューアル後は掲載されておきませんので、交渉時に違反歴がない等、十分確認をお願い致します。
- 2017 年度よりレターオブクリアランスの原紙の郵送は廃止致します。すべてメールにてお送り致しますので、都道府県協会、所属連盟・リーグへはデータを印刷して提出してください。

外国籍競技者が日本国内で移籍する場合、他の移籍書類と共に新チームにデータにてお送りください。(2017 年度より前に日本国内でプレーしている外国籍選手に関しては原紙またはデータいずれかで移籍先のチームにお渡しください)

### (3) 国籍に関係なく、日本でプレイした競技者が他の国でプレイを希望する場合

日本でプレーしていた競技者が海外に移籍する場合、他国も同様にレターオブクリアランスを JBA に対して申請して参ります。申請があった際には、競技者が加盟するリーグおよび/またはチームのホームページ等で契約の有無を確認致します。不明な場合はチームに直接電話にて確認致します。

#### ◆ 注意事項

- 他の国でプレイを希望する当該競技者との契約期間が残っている場合、レターオブクリアランスの発行を拒否することが可能です。拒否する場合は、下記の手続きが必要となります。
  - ① 海外移籍同意書の代わりに有効な契約書(英文)のコピーを JBA に提出。
  - ② ただし、契約書が英文でない場合、英訳したものを「公証役場」により認証しておくことをお勧めします。JBA による英訳は FIBA に認められません。第三者の確認ということで、公証役場による認証が求められます。
  - ③ 必ず、契約書には、「20××年○月○日まで」と契約期間を明記しておくことをお勧めします。
- FIBA の規程上、レターオブクリアランスの発行を拒むことが可能なケースは上記の通り契約期間が残っている場合のみとなります。
- いかなる事由においても、契約解除をした時点でレターオブクリアランス発行に合意することとなります。
- 契約期間内に他国に移籍しようとする選手がいる場合、契約を解除せず、速やかに JBA またはリーグに連絡し、HP 等に情報を掲載しないようお願い致します。

### 3. 申請における留意事項

- JBA は可能な限り速やかに取得出来るよう努めますが、繁忙期には申請数も多く、申請手続きに入るまでに時間を要する可能性もございます。
- 新システム導入に伴い、以前よりも円滑に手続きが行われることになることが予測されますが、取得までの期間を確約することはできず、チームが希望する期間内に取得出来ない場合がございます。可能な限り、時間に余裕をもって申請手続きを行っていただきますようご協力お願い申し上げます。

以上